大阪市条例第23号

大阪市手数料条例の一部を改正する条例

大阪市手数料条例(昭和40年大阪市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する 改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に 対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)の改正前欄に掲 げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄に これに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対 応するものを掲げていないものを加える。

改正後

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の 規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の4 「略]

2 法第6条第2項(法第8条第2項におい て準用する場合を含む。)の規定による申出 があった場合における前項第1号又は第2 号に規定する審査に係る手数料の額は、こ れらの規定にかかわらず、当該審査1件に つき、これらの規定による手数料の額に、 別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表 の右欄に定める額(大阪市建築基準法施行 条例(平成12年大阪市条例第62号)第6条 第1項ただし書に規定する磁気ディスク等 (以下「磁気ディスク等」という。) による 申出にあっては、当該額から2,000円を減じ た額)を加えた額(建築基準法(昭和25年 法律第201号)第6条の3第1項ただし書に 規定する建築主事等が行う当該申出に係る 建築物(同法第2条第1号に規定する建築)

改正前

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の 規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の4 [同左]

2 法第6条第2項(法第8条第2項におい て準用する場合を含む。)の規定による申出 があった場合における前項第1号又は第2 号に規定する審査に係る手数料の額は、こ れらの規定にかかわらず、当該審査1件に つき、これらの規定による手数料の額に、 別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表 の右欄に定める額(大阪市建築基準法施行 条例(平成12年大阪市条例第62号)第6条 第1項ただし書に規定する磁気ディスク等 (以下「磁気ディスク等」という。) による 申出にあっては、当該額から2,000円を減じ た額)を加えた額(建築基準法(昭和25年 法律第201号)第6条の3第1項ただし書に 規定する建築主事等が行う当該申出に係る 建築物(同法第2条第1号に規定する建築

物をいう。第7条の6、第7条の7、別表 第1から別表第5まで、別表第7から<u>別表</u> 第10まで及び<u>別表第12から別表第16まで</u>に おいて同じ。)の計画が同法<u>第18条第5項各</u> 号に掲げる審査(以下「構造計算適合性審 査」という。)を含む同条第3項に規定する 審査をする場合にあっては、当該額に、構 造計算適合性審査1件につき、別表第4の 左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定 める額を加えた額)とする。

[3·4 略]

(都市の低炭素化の促進に関する法律の規定 に基づく事務に係る手数料)

- 第7条の5 都市の低炭素化の促進に関する 法律(平成24年法律第84号。以下この条並 びに別表第7及び別表第8において「法」 という。)の規定に基づく事務で次の各号に 掲げるものについては、当該各号に定める 額の手数料をその申請をする者から徴収す る。
 - (1) 法第53条第1項の規定による認定の申請、法第55条第1項の規定による変更の認定の申請又は都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2の規定による軽微な変更に該当していることの証明(別表第7において「軽微な変更の証明」という。)の申請に対する審査 1件につき、別表第7の左欄に掲げる区分に応じ、

物をいう。第7条の6、第7条の7、別表 第1から別表第5まで、別表第7から<u>別表</u> 第11まで及び<u>別表第13から別表第19まで</u>に おいて同じ。)の計画が同法<u>第18条第5項た</u> だし書に規定する特定構造計算基準又は特 定増改築構造計算基準に適合するかどうか の審査(以下「構造計算適合性審査」とい う。)を含む同条第3項に規定する審査をす る場合にあっては、当該額に、構造計算適 合性審査1件につき、別表第4の左欄に掲 げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を 加えた額)とする。

[3·4 同左]

(都市の低炭素化の促進に関する法律の規定 に基づく事務に係る手数料)

- 第7条の5 都市の低炭素化の促進に関する 法律(平成24年法律第84号。以下この条並 びに別表第7<u>から別表第9まで</u>において 「法」という。)の規定に基づく事務で次の 各号に掲げるものについては、当該各号に 定める額の手数料をその申請をする者から 徴収する。
 - (1) 法第53条第1項の規定による認定の申請<u>又は法</u>第55条第1項の規定による変更の認定の<u>申請</u>に対する審査 1件につき、別表第7の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(同表の左欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額)

同表の右欄に定める額(同表の左欄の2 以上の区分に該当する場合にあっては、 それらの区分に応じ、同表の右欄に定め る額の合計額)

[削る]

(2) [略]

- 2 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出があった場合における前項第1号に規定する審査に係る手数料の額は、同号の規定にかかわらず、当該審査1件につき、同号の規定による手数料の額に、別表第8の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額)を加えた額(構造計算適合性審査を含む建築基準法第18条第3項に規定する審査をする場合にあっては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第9の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額)とする。
- 3 前項に規定する審査において、構造適合 審査を要する場合における手数料の額は、 同項の規定にかかわらず、同項の規定によ

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号) 第46条の2の規定による軽微な変更に該当していることの証明(別表第8において「軽微な変更の証明」という。)の申請に対する審査 1件につき、別表第8の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額

(3) [同左]

- 2 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出があった場合における前項第1号に規定する審査に係る手数料の額は、同号の規定にかかわらず、当該審査1件につき、同号の規定による手数料の額に、別表第9の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額)を加えた額(構造計算適合性審査を含む建築基準法第18条第3項に規定する審査をする場合にあっては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第10の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額)とする。
- 3 前項に規定する審査において、構造適合 審査を要する場合における手数料の額は、 同項の規定にかかわらず、同項の規定によ

る手数料の額及び3,300円の合計額に、構造 適合審査1件につき、<u>別表第10</u>の左欄に掲 げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を 加えた額とする。

4 第2項に規定する審査において、建築設備に係る審査を要する場合における手数料の額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額(第2項に規定する審査の内容が、建築設備に係る審査のみである場合にあっては、第1項第1号の規定による手数料の額)に、当該審査1件につき、別表第11の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額)を加えた額とする。

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料) 第7条の6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下この条及び別表第12から別表第14までにおいて「法」という。)の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1) 法<u>第11条第1項</u>若しくは法<u>第12条第2</u> <u>項</u>の規定による建築物エネルギー消費性 能適合性判定(法<u>第11条第1項</u>に規定す る建築物エネルギー消費性能適合性判定 をいう。以下この号及び<u>別表第12</u>におい て「適合性判定」という。)の申請若しく は要求、法<u>第11条第2項</u>若しくは法<u>第12</u> る手数料の額及び3,300円の合計額に、構造 適合審査1件につき、<u>別表第11</u>の左欄に掲 げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を 加えた額とする。

4 第2項に規定する審査において、建築設備に係る審査を要する場合における手数料の額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額(第2項に規定する審査の内容が、建築設備に係る審査のみである場合にあっては、第1項第1号の規定による手数料の額)に、当該審査1件につき、別表第12の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額)を加えた額とする。

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料) 第7条の6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下この条及び別表第13から別表第17までにおいて「法」という。)の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1) 法<u>第12条第1項</u>若しくは法<u>第13条第2</u> <u>項</u>の規定による建築物エネルギー消費性 能適合性判定(法<u>第12条第1項</u>に規定す る建築物エネルギー消費性能適合性判定 をいう。以下この号及び<u>別表第13</u>におい て「適合性判定」という。)の申請若しく は要求、法<u>第12条第2項後段</u>若しくは法 条第3項の規定による建築物エネルギー 消費性能確保計画(法第11条第1項に規 定する建築物エネルギー消費性能確保計 画をいう。同表において同じ。)の変更に 係る適合性判定の申請若しくは要求又は 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律施行規則(平成28年国土交通 省令第5号) 第13条の規定による軽微な 変更に該当していることの証明(同表に おいて「軽微な変更の証明」という。)の 申請に対する審査 1件につき、別表第 12の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右 欄に定める額(同表の左欄の2以上の区 分に該当する場合にあっては、それらの 区分に応じ、同表の右欄に定める額の合 計額)

(2) 法<u>第29条第1項</u>の規定による認定の申請、法第31条第1項の規定による変更の認定の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定による軽微な変更に該当していることの証明(別表第13において「軽微な変更の証明」という。)の申請に対する審査 1件につき、別表第13の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(同表の左欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額)

[削る]

第13条第3項後段の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。別表第13において同じ。)の変更に係る適合性判定の申請若しくは要求又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定による軽微な変更に該当していることの証明(別表第13において「軽微な変更の証明」という。)の申請に対する審査 1件につき、別表第13の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額

(2) 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 1件につき、別表第14の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(同表の左欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額)

(3) 法第41条第1項の規定による認定の申 請に対する審査 1件につき、別表第15 の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄 「削る]

- (3) 法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)であることの証明 1件につき、980円
- 2 法第29条第1項の規定による認定の申請 又は法第31条第1項の規定による変更の認 定の申請(これらの申請に係る法第29条第 1項に規定する建築物エネルギー消費性能 向上計画(以下この項において「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)に、 同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合又は新たに記載された場合に限る。)に対する審査に係る手数料の額は、前 項第2号の規定にかかわらず、次の各号に 掲げる審査の区分に応じ、当該審査1件につき、当該各号に定める額とする。
 - (1) 法<u>第29条第1項</u>の規定による認定の申請に対する審査 当該申請に係る建築物

に定める額(同表の左欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額)

- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定による軽微な変更に該当していることの証明(別表第16において「軽微な変更の証明」という。)の申請に対する審査 1件につき、別表第16の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額
- (5) 法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)であること又は法第41条第3項に規定する基準適合認定建築物であることの証明 1件につき、980円
- 2 法第34条第1項の規定による認定の申請 又は法第36条第1項の規定による変更の認 定の申請(これらの申請に係る法第34条第 1項に規定する建築物エネルギー消費性能 向上計画(以下この項において「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)に、 同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合又は新たに記載された場合に限る。)に対する審査に係る手数料の額は、前 項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該審査1件につき、当該各号に定める額とする。
 - (1) 法第34条第1項の規定による認定の申請に対する審査 当該申請に係る建築物

- 若しくは建築物の部分又は他の建築物等 (当該申請に係る建築物又は建築物の部 分以外の建築物又は建築物の部分をい う。)をそれぞれ法<u>第29条第1項</u>の規定に よる認定の申請に係る建築物又は建築物 の部分として同項の規定による認定の申 請が行われたとしたならば前項(第2号 に係る部分に限る。)の規定により徴収す ることとなる各手数料の額を合算した額
- (2) 法第31条第1項の規定による変更の認 定の申請に対する審査 当該申請に係る 建築物若しくは建築物の部分又は他の建 築物等(当該申請に係る建築物又は建築 物の部分以外の建築物又は建築物の部分 をいう。以下この号において同じ。)(こ れらのうち法第29条第2項各号に掲げる 事項に変更のあった当該申請に係る建築 物若しくは建築物の部分、同条第3項各 号に掲げる事項に変更のあった他の建築 物等又は建築物エネルギー消費性能向上 計画に新たに記載された他の建築物等に 限る。)をそれぞれ法第31条第1項の規定 による変更の認定の申請に係る建築物又 は建築物の部分として同項の規定による 変更の認定の申請が行われたとしたなら ば前項(第2号に係る部分に限る。)の規 定により徴収することとなる各手数料の 額を合算した額
- 3 法<u>第30条第2項</u>(法<u>第31条第2項</u>におい て準用する場合を含む。)の規定による申出 があった場合における第1項第2号又は前

- 若しくは建築物の部分又は他の建築物等 (当該申請に係る建築物又は建築物の部 分以外の建築物又は建築物の部分をい う。)をそれぞれ法第34条第1項の規定に よる認定の申請に係る建築物又は建築物 の部分として同項の規定による認定の申 請が行われたとしたならば前項(第2号 に係る部分に限る。)の規定により徴収す ることとなる各手数料の額を合算した額
- (2) 法第36条第1項の規定による変更の認 定の申請に対する審査 当該申請に係る 建築物若しくは建築物の部分又は他の建 築物等(当該申請に係る建築物又は建築 物の部分以外の建築物又は建築物の部分 をいう。以下この号において同じ。)(こ れらのうち法第34条第2項各号に掲げる 事項に変更のあった当該申請に係る建築 物若しくは建築物の部分、同条第3項各 号に掲げる事項に変更のあった他の建築 物等又は建築物エネルギー消費性能向上 計画に新たに記載された他の建築物等に 限る。)をそれぞれ法第36条第1項の規定 による変更の認定の申請に係る建築物又 は建築物の部分として同項の規定による 変更の認定の申請が行われたとしたなら ば前項(第2号に係る部分に限る。)の規 定により徴収することとなる各手数料の 額を合算した額
- 3 法<u>第35条第2項</u>(法<u>第36条第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定による申出があった場合における第1項第2号又は前

項に規定する審査に係る手数料の額は、これらの規定にかかわらず、当該審査1件につき、これらの規定による手数料の額に、別表第14の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額)を加えた額(構造計算適合性審査を含む建築基準法第18条第3項に規定する審査をする場合にあっては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第15の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額)とする。

- 4 前項に規定する審査において、構造適合 審査を要する場合における手数料の額は、 同項の規定にかかわらず、同項の規定によ る手数料の額及び3,300円の合計額に、構造 適合審査1件につき、<u>別表第16</u>の左欄に掲 げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を 加えた額とする。
- 5 第3項に規定する審査において、建築設備に係る審査を要する場合における手数料の額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額(第3項に規定する審査の内容が、建築設備に係る審査のみである場合にあっては、第1項第2号の規定による手数料の額)に、当該審査1件につき、別表第17の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額)を加えた額とする。

(一団地の住宅施設として建築される建築物

項に規定する審査に係る手数料の額は、これらの規定にかかわらず、当該審査1件につき、これらの規定による手数料の額に、別表第17の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額)を加えた額(構造計算適合性審査を含む建築基準法第18条第3項に規定する審査をする場合にあっては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第18の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額)とする。

- 4 前項に規定する審査において、構造適合 審査を要する場合における手数料の額は、 同項の規定にかかわらず、同項の規定によ る手数料の額及び3,300円の合計額に、構造 適合審査1件につき、<u>別表第19</u>の左欄に掲 げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を 加えた額とする。
- 5 第3項に規定する審査において、建築設備に係る審査を要する場合における手数料の額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額(第3項に規定する審査の内容が、建築設備に係る審査のみである場合にあっては、第1項第2号の規定による手数料の額)に、当該審査1件につき、別表第20の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額)を加えた額とする。

(一団地の住宅施設として建築される建築物

に係る手数料の特例)

第7条の7 都市計画法第11条第1項第8号 に掲げる一団地の住宅施設として建築(建 築物を新築し、増築し、改築し、又は移転 することをいう。以下この条、別表第3か ら別表第5まで、別表第8から別表第10ま で及び別表第14から別表第16までにおいて 同じ。)をされる建築物で建築基準法第86条 の規定の適用を受けるものに係る第7条の 4第2項から第4項まで、第7条の5第2 項から第4項まで及び前条第3項から第5 項までの規定による手数料の額は、これら の規定にかかわらず、これらの規定により 算定した手数料の額から、当該額から第7 条の4第1項第1号若しくは第2号、第7 条の5第1項第1号又は前条第1項第2号 若しくは第2項の規定により算定した手数 料の額を減じた額の2分の1に相当する額 を減じた額とする。

[2 略]

(宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基 づく事務に係る手数料)

- 第7条の8 宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号。以下この条において「法」という。)の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。
 - (1) 法第12条第1項の規定による宅地造成 等(宅地造成(法第2条第2号に規定す る宅地造成をいう。以下この条において

に係る手数料の特例)

第7条の7 都市計画法第11条第1項第8号 に掲げる一団地の住宅施設として建築(建 築物を新築し、増築し、改築し、又は移転 することをいう。以下この条、別表第3か ら別表第5まで、別表第9から別表第11ま で及び別表第17から別表第19までにおいて 同じ。)をされる建築物で建築基準法第86条 の規定の適用を受けるものに係る第7条の 4第2項から第4項まで、第7条の5第2 項から第4項まで及び前条第3項から第5 項までの規定による手数料の額は、これら の規定にかかわらず、これらの規定により 算定した手数料の額から、当該額から第7 条の4第1項第1号若しくは第2号、第7 条の5第1項第1号又は前条第1項第2号 若しくは第2項の規定により算定した手数 料の額を減じた額の2分の1に相当する額 を減じた額とする。

[2 同左]

[新設]

同じ。)、特定盛土等(法第2条第3号に 規定する特定盛土等をいう。以下この条 において同じ。)又は土石の堆積(法第2 条第4号に規定する土石の堆積をいう。 以下この条において同じ。)をいう。以下 この条において同じ。)に関する工事の許 可(土石の堆積に係るものを除く。)の申 請に対する審査 1件につき、別表第18 の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄 に定める額

- (2) 法第12条第1項の規定による宅地造成 等に関する工事の許可(土石の堆積に係 るものに限る。)の申請に対する審査 1 件につき、別表第19の左欄に掲げる区分 に応じ、同表の右欄に定める額
- (3) 法第16条第1項の規定による宅地造成 等に関する工事の計画の変更の許可(土 石の堆積に係るものを除く。)の申請に対 する審査 1件につき、次に掲げる場合 の区分に応じそれぞれ次に定める額を合 算した額(その額が723,600円を超えると きは、723,600円)
 - ア 盛土等(盛土又は切土をいう。以下 この条、別表第18及び別表第20におい て同じ。)をする土地に係る宅地造成又 は特定盛土等に関する工事の計画の変 更(イのみに該当する場合を除く。)を する場合 盛土等をする土地の面積 (イに規定する変更を伴う場合(併せ て当該計画の変更前の盛土等をする土 地の面積が減少する場合を除く。)にあ

- っては当該計画の変更前の盛土等をする土地の面積、当該計画の変更前の盛土等をする土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の盛土等をする土地の面積から当該減少に係る盛土等をする土地の面積を減じた面積)に応じ第1号に規定する額に10分の1を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額)
- イ 新たに盛土等をする土地を加える工事をその内容とする宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更をする場合 新たに加える盛土等をする土地の面積に応じ第1号に規定する額
- ウ その他の変更をする場合 13,500円
 (4) 法第16条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可(土石の堆積に係るものに限る。)の申請に対する審査 1件につき、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額(その額が144,200円を超えると

きは、144,200円)

ア 土石の堆積を行う土地に係る土石の 堆積に関する工事の計画の変更(イの みに該当する場合を除く。)をする場合 土石の堆積を行う土地の面積(イに 規定する変更を伴う場合(併せて当該 計画の変更前の土石の堆積を行う土地 の面積が減少する場合を除く。)にあっ ては当該計画の変更前の土石の堆積を 行う土地の面積、当該計画の変更前の 土石の堆積を行う土地の面積が減少す る場合にあっては当該計画の変更前の 土石の堆積を行う土地の面積から当該 減少に係る土石の堆積を行う土地の面 積を減じた面積)に応じ第2号に規定 する額に10分の1を乗じて得た額(そ の額に、50円未満の端数があるときは これを切り捨て、50円以上100円未満の 端数があるときはこれを100円に切り 上げた額)

- イ 新たに土石の堆積を行う土地を加え る工事をその内容とする土石の堆積に 関する工事の計画の変更をする場合 新たに加える土石の堆積を行う土地の 面積に応じ第2号に規定する額
- ウ その他の変更をする場合 13,500円
- (5) 法第18条第1項の規定による中間検査 の申請に関する検査(当該申請に係る工 事が法第15条第1項の規定により法第12 条第1項の許可があったものとみなされ るものである場合を除く。) 1件につ き、別表第20の左欄に掲げる区分に応じ、

同表の右欄に定める額

<u>第7条の9</u>~<u>第7条の12</u> [略]

別表第1 (第7条の4関係)

[表 略]

備考

[1 略]

2 この表において、「事前審査適合住 2 この表において、「事前審査適合住

第7条の8~第7条の11 [同左]

別表第1 (第7条の4関係)

[表 同左]

備考

[1 同左]

宅」とは、住宅の品質確保の促進等に 関する法律(平成11年法律第81号)第 5条第1項に規定する登録住宅性能評 価機関の登録を受けた者(別表第7及 び別表第13において「登録住宅性能評 価機関」という。)から、その住宅につ いて同法第6条の2第3項又は第4項 の規定によりその構造及び設備が長期 使用構造等(法第2条第4項に規定す る長期使用構造等をいう。) である旨が 記載された確認書(住宅の品質確保の 促進等に関する法律第6条の2第3項 に規定する確認書をいう。) 又は住宅性 能評価書(同法第5条第1項に規定す る住宅性能評価書をいう。) が交付され た住宅をいう。

[3~6 略]

別表第3 (第7条の4関係)

[表 別紙2 挿入]

別表第6 (第7条の4関係)

[表 別紙4 挿入]

別表第7 (第7条の5関係)

[表 別紙6 挿入]

[削る]

別表第8 (第7条の5関係)

[表 別紙9 挿入]

別表第9・別表第10 [略]

別表第11 (第7条の5関係)

[表 別紙11 挿入]

別表第12 (第7条の6関係)

宅」とは、住宅の品質確保の促進等に 関する法律(平成11年法律第81号)第 5条第1項に規定する登録住宅性能評 価機関の登録を受けた者(別表第7、 別表第14及び別表第15において「登録 住宅性能評価機関」という。)から、そ の住宅について同法第6条の2第3項 又は第4項の規定によりその構造及び 設備が長期使用構造等(法第2条第4 項に規定する長期使用構造等をいう。) である旨が記載された確認書(住宅の 品質確保の促進等に関する法律第6条 の2第3項に規定する確認書をいう。) 又は住宅性能評価書(同法第5条第1 項に規定する住宅性能評価書をいう。) が交付された住宅をいう。

[3~6 同左]

別表第3 (第7条の4関係)

[表 別紙1 挿入]

別表第6 (第7条の4関係)

[表 別紙3 挿入]

別表第7 (第7条の5関係)

[表 別紙5 挿入]

別表第8 (第7条の5関係)

[表 別紙7 挿入]

別表第9 (第7条の5関係)

[表 別紙8 挿入]

別表第10・別表第11 [同左]

別表第12(第7条の5関係)

[表 別紙10 挿入]

[新設]

[表 別紙12 挿入]

[削る]

別表第13 (第7条の6関係)

「表 別紙15 挿入]

「削る]

[削る]

別表第14(第7条の6関係)

[表 別紙19 挿入]

別表第15・別表第16 [略]

別表第17(第7条の6関係)

[表 別紙21 挿入]

別表第18 (第7条の8関係)

[表 別紙22 挿入]

別表第19(第7条の8関係)

[表 別紙23 挿入]

別表第20(第7条の8関係)

[表 別紙24 挿入]

別表第13 (第7条の6関係)

[表 別紙13 挿入]

別表第14(第7条の6関係)

「表 別紙14 挿入]

別表第15 (第7条の6関係)

「表 別紙16 挿入]

別表第16 (第7条の6関係)

[表 別紙17 挿入]

別表第17(第7条の6関係)

[表 別紙18 挿入]

別表第18・別表第19 [同左]

別表第20(第7条の6関係)

「表 別紙20 挿入]

[新設]

「新設]

[新設]

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記 部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第2項後段若しくは同法第13条第3項後段の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画(同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。)の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定(同項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。)の申請若しくは要求又は脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等

に関する省令(令和6年国土交通省令第68号)第2条の規定による改正前の建築物のエネルギー 消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定による軽 微な変更に該当していることの証明の申請に係るこの条例による改正後の大阪市手数料条例第7 条の6第1項及び別表第12の規定の適用については、同項中「建築物のエネルギー消費性能の向 上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下この条及び別表第12から別表第14までにおいて「法」 とあるのは「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)第2条の規定による改正前の建築物のエネルギ ー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下この条及び大阪市手数料条例の一 部を改正する条例(令和7年大阪市条例第23号。以下この条において「令和7年改正条例」とい う。) 附則第2項の規定により読み替えられた別表第12において「改正前の法」と、同項第1号中 「法第11条第1項若しくは法第12条第2項」とあるのは「改正前の法第12条第1項若しくは改正 前の法第13条第2項」と、「法第11条第1項に」とあるのは「改正前の法第12条第1項に」と、「別 表第12」とあるのは「令和7年改正条例附則第2項の規定により読み替えられた別表第12」と、 「法第11条第2項若しくは法第12条第3項」とあるのは「改正前の法第12条第2項後段若しくは 改正前の法第13条第3項後段」と、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号) 第13条」とあるのは「脱炭素社会の実現に資するための建築物 のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係 省令の整備等に関する省令(令和6年国土交通省令第68号)第2条の規定による改正前の建築物 のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条」 と、同表中「法第2条第1項第3号」とあるのは「改正前の法第2条第1項第3号」と、同表備 考第1項第2号中「法第11条第2項又は法第12条第3項」とあるのは「改正前の法第12条第2項 後段又は改正前の法第13条第3項後段」と、同表備考第4項中「省令」とあるのは「建築物エネ ルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令(令和6年経済産業省令・国土交通 省令第1号)第1条の規定による改正前の省令」とする。

[別表第3 別紙1]

床面積の合計	額
100平方メートル以下	33,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下	44,000円
200平方メートルを超え <u>500平方メートル</u> 以下	60,000円
<u>500平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以下	87,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	116,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	275,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	470,000円
50,000平方メートル超	730,000円

備考 [同左]

(1) 建築物を建築する場合(次号及び第5号に掲げる場合並びに移転する場合を除く。) 当該 建築に係る部分の床面積(建築基準法施行令第2条第1項第3号により算定された床面積を いう。以下この表から別表第5まで、別表第7から<u>別表第11</u>まで及び<u>別表第13から別表第19</u> <u>まで</u>において同じ。)

[(2)~(5) 同左]

[別表第3 別紙2]

床面積の合計	額
100平方メートル以下	38,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下	50,000円
200平方メートルを超え300平方メートル以下	72,000円
<u>300平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以下	97,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	130,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	307,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	524,000円
50,000平方メートル超	814,000円

- 備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める 面積とする。
 - (1) 建築物を建築する場合(次号及び第5号に掲げる場合並びに移転する場合を除く。) 当該 建築に係る部分の床面積(建築基準法施行令第2条第1項第3号により算定された床面積を いう。以下この表から別表第5まで、別表第7から<u>別表第10</u>まで及び<u>別表第12から別表第16</u> <u>まで</u>において同じ。)

[(2)~(5) 略]

[別表第6 別紙3]

区分	額	
建築設備を設置する場合(みなし計画を変更して	建築設備(小荷物専	21,000円
建築設備を設置する場合を除く。)	用昇降機を除く。)	
	小荷物専用昇降機	11,000円
みなし計画を変更して建築設備を設置する場合	建築設備(小荷物専	13,000円
	用昇降機を除く。)	
	小荷物専用昇降機	9,000円

[別表第6 別紙4]

区分	額	
建築設備を設置する場合(みなし計画を変更して	建築設備(小荷物専	24,000円
建築設備を設置する場合を除く。)	用昇降機を除く。)	
	小荷物専用昇降機	13,000円
みなし計画を変更して建築設備を設置する場合	建築設備(小荷物専	15,000円
	用昇降機を除く。)	
	小荷物専用昇降機	10,000円

[別表第7 別紙5]

	desta			
申請に係る建	申請に係る建築物又は建築物の部分の種別			額
非住宅建築物又は非	事前審查证	適合建築物又は事前審査適	300平方メートル	11,000円
住宅部分	合部分		未満	
			300平方メートル	19,000円
			以上1,000平方メ	
			ートル未満	
			1,000平方メート	30,700円
			ル以上2,000平方	
			メートル未満	
			2,000平方メート	91,300円
			ル以上5,000平方	
			メートル未満	
			5,000平方メート	144, 400円
			ル以上10,000平方	
			メートル未満	
			10,000平方メート	182, 300円
			ル以上25,000平方	
			メートル未満	
			25,000平方メート	227, 700円
			ル以上50,000平方	
			メートル未満	
			50,000平方メート	318,600円
			ル以上	
	その他の	法第54条第1項第1号に	300平方メートル	101, 200円
	建築物又	規定する経済産業大臣、国	未満	
	は建築物	土交通大臣及び環境大臣	300平方メートル	128, 100円
	の部分	が定める基準(以下この表	以上1,000平方メ	
		において「低炭素化誘導基	ートル未満	
		準」という。) に適合して	1,000平方メート	167, 900円

いるかどうかについて <u>市</u>	ル以上2,000平方	
 規則で定める基準(別表第	メートル未満	
8において「モデル建物法	2,000平方メート	270, 200円
に係る基準」という。) に	ル以上5,000平方	
より審査を行う建築物又	メートル未満	
は建築物の部分	5,000平方メート	352,000円
	ル以上10,000平方	
	メートル未満	
	10,000平方メート	422, 400円
	ル以上25,000平方	
	メートル未満	
	25,000平方メート	495, 200円
	ル以上50,000平方	
	メートル未満	
	50,000平方メート	640,700円
	ル以上	
その他の建築物又は建築	300平方メートル	260, 300円
物の部分	未満	
	300平方メートル	323, 200円
	以上1,000平方メ	
	ートル未満	
	1,000平方メート	419, 400円
	ル以上2,000平方	
	メートル未満	
	2,000平方メート	597, 500円
	ル以上5,000平方	
	メートル未満	
	5,000平方メート	735, 400円
	ル以上10,000平方	
	メートル未満	
	10,000平方メート	868, 700円

I		1	1	l	1
				ル以上25,000平方	
				メートル未満	
				25,000平方メート	990, 700円
				ル以上50,000平方	
				メートル未満	
				50,000平方メート	1,234,700円
				ル以上	
住宅又は	一戸建て	事前審査通	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		5,700円
住宅部分	の住宅	その他の	低炭素化誘導基準に適合	200平方メートル	22, 400円
		建築物	しているかどうかについ	未満	
			て市規則で定める基準に	200平方メートル	23, 900円
		į	より審査を行う建築物	以上	
		į			
		į			
		I I			
		į	 	 200平方メートル	41,300円
			60月回0万年来10	未満	41, 500/ 1
					45.000 III
				200平方メートル	45,900円
				以上	
	その他の	事前審查記	適合建築物又は事前審査適	·	11,100円
	建築物又	合部分		未満	
	は建築物			300平方メートル	23, 300円
	の部分			以上2,000平方メ	
				ートル未満	
				2,000平方メート	51,800円
				ル以上5,000平方	
				メートル未満	
				5,000平方メート	92,600円

	メートル未満		
149, 700円	10,000平方メート		
	ル以上25,000平方		
	メートル未満		
228, 200円	25,000平方メート		
	ル以上50,000平方		
	メートル未満		
349, 100円	50,000平方メート		
	ル以上		
39,900円	300平方メートル	低炭素化誘導基準に適合	その他の
	未満	しているかどうかについ	建築物又
67, 300円	300平方メートル	て市規則で定める基準に	は建築物
	以上2,000平方メ	より審査を行う建築物又	の部分
	ートル未満	は建築物の部分(当該建築	
120,000円	2,000平方メート	物又は建築物の部分の全	!
	ル以上5,000平方	てについて当該基準によ	
	メートル未満	り審査を行うものに限	!
180, 500円	5,000平方メート	る。)	
	ル以上10,000平方		
	メートル未満		
330,000円	10,000平方メート		
	ル以上25,000平方		
	メートル未満		
557, 700円	25,000平方メート		
	ル以上50,000平方		
	メートル未満		
977, 900円	50,000平方メート		
,	ル以上		
			I I

その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル 未満	i 80, 800円
170 17 1773	300平方メートル	133, 200円
	以上2,000平方メートル未満	
	2,000平方メート	225, 300円
	ル以上5,000平方 メートル未満	
	5,000平方メート	322, 200円
	ル以上10,000平方	
	メートル未満 10,000平方メート	632 300III
	ル以上25,000平方メート	632, 300円
	メートル未満	

		25,000平方メート	1, 117, 700円
		ル以上50,000平方	
		メートル未満	
		50,000平方メート	2,053,100円
		ル以上	

備考

1 この表において、「床面積の合計」とは、法第53条第1項の規定による認定の申請をする場合にあっては、当該申請に係る建築物又は建築物の部分の床面積を、法第55条第1項の規定による変更の認定の申請をする場合にあっては、当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積(当該変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別が当該変更の認定の申請により変更しようとする法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画を認定した際の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合にあっては、当該変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合にあっては、当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積))をいう。

[新設]

2 この表において、「住宅部分」とは、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第11条第1項に規定する住宅部分をいう。
[3~5 同左]
6 この表において、「事前審査適合建築物」とは、登録住宅性能評価機関その他の市規則で 定める者(以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。)により、法第54条第 1項各号に掲げる基準に適合していると認められた <u>建築物</u> をいう。
7 この表において、「事前審査適合部分」とは、登録住宅性能評価機関等により、法第54条 第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物の <u>部分</u> をいう。
[新設]
[新設]
[新設]

[別表第7 別紙6]

	de Ta			
申請に係る建	申請に係る建築物又は建築物の部分の種別			額
非住宅建築物又は非	事前審查证	商合建築物又は事前審査適	300平方メートル	11,300円
住宅部分	合部分		未満	
			300平方メートル	19,400円
			以上1,000平方メ	
			ートル未満	
			1,000平方メート	31, 400円
			ル以上2,000平方	
			メートル未満	
			2,000平方メート	93, 300円
			ル以上5,000平方	
			メートル未満	
			5,000平方メート	147, 400円
			ル以上10,000平方	
			メートル未満	
			10,000平方メート	186, 100円
			ル以上25,000平方	
			メートル未満	
			25,000平方メート	232, 500円
			ル以上50,000平方	
			メートル未満	
			50,000平方メート	325, 300円
			ル以上	
	その他の	法第54条第1項第1号に	300平方メートル	103, 400円
	建築物又	規定する経済産業大臣、国	未満	
	は建築物	土交通大臣及び環境大臣	300平方メートル	130,800円
	の部分	が定める基準(以下この表	以上1,000平方メ	
		において「低炭素化誘導基	ートル未満	
		準」という。) に適合して	1,000平方メート	171,400円

いるかどうかについて <u>モ</u>	ル以上2,000平方	
デル建物法に係る基準に	メートル未満	
より審査を行う建築物又	2,000平方メート	275,800円
は建築物の部分	ル以上5,000平方	
	メートル未満	
	5,000平方メート	359, 300円
	ル以上10,000平方	
	メートル未満	
	10,000平方メート	431, 300円
	ル以上25,000平方	
	メートル未満	
	25,000平方メート	505, 500円
	ル以上50,000平方	
	メートル未満	
	50,000平方メート	654,000円
	ル以上	
その他の建築物又は建築	300平方メートル	265,800円
物の部分	未満	
	300平方メートル	332, 300円
	以上1,000平方メ	
	ートル未満	
	1,000平方メート	428, 200円
	ル以上2,000平方	
	メートル未満	
	2,000平方メート	609, 900円
	ル以上5,000平方	
	メートル未満	
	5,000平方メート	750,600円
	ル以上10,000平方	
	メートル未満	
	10,000平方メート	886,700円

				ル以上25,000平方	
				メートル未満	
				25,000平方メート	1,011,300円
				ル以上50,000平方	
				メートル未満	
				50,000平方メート	1, 260, 300円
				ル以上	
住宅又は	一戸建て	事前審査道	i 商合建築物		5,900円
住宅部分	の住宅	その他の	低炭素化誘導基準に適合	200平方メートル	22,900円
		建築物	しているかどうかについ	未満	I I I
			て誘導仕様基準により審	200平方メートル	24, 500円
		i i i	査を行う建築物	以上	ļ
		 	低炭素化誘導基準に適合	200平方メートル	32, 200円
		 	しているかどうかについ	未満	ji !
		 	て仕様・計算併用法に係る	200平方メートル	35, 300円
		 	基準により審査を行う建	以上	I I I
		i	築物		
		:	その他の建築物	200平方メートル	42,300円
				未満	
				200平方メートル	46,900円
				以上	
	その他の	事前審查記	適合建築物又は事前審査適	300平方メートル	11,300円
	建築物又	合部分		未満	
	は建築物			300平方メートル	23,700円
	の部分			以上2,000平方メ	
				ートル未満	
				2,000平方メート	52,300円
				ル以上5,000平方	
				メートル未満	
				5,000平方メート	93, 300円
				ル以上10,000平方	

		メートル未満	
		10,000平方メート	149,800円
		ル以上25,000平方	
		メートル未満	
		25,000平方メート	226, 300円
		ル以上50,000平方	
		メートル未満	
		50,000平方メート	343, 100円
		ル以上	
その他の	以低炭素化誘導基準に適合	300平方メートル	40,700円
建築物具	 しているかどうかについ	未満	
は建築物	が て誘導仕様基準により審	300平方メートル	68, 500円
の部分	査を行う建築物又は建築	以上2,000平方メ	į
	物の部分(当該建築物又は	ートル未満	i !
	建築物の部分の全てにつ	2,000平方メート	121,900円
	いて当該基準により審査	ル以上5,000平方	
	を行うものに限る。)	メートル未満	
		5,000平方メート	183,000円
		ル以上10,000平方	
		メートル未満	ļ
		10,000平方メート	333,800円
	i 1 1	ル以上25,000平方	I I I
	1	メートル未満	
		25,000平方メート	562, 700円
	1	ル以上50,000平方	
		メートル未満	ľ
		50,000平方メート	985,000円
		ル以上	į Į
	低炭素化誘導基準に適合	300平方メートル	61,600円
	しているかどうかについ	未満	

	て仕様・計算併用法に係る	300平方メートル	101,800円
	基準により審査を行う建	以上2,000平方メ	
	築物又は建築物の部分(当	ートル未満	
	該建築物又は建築物の部	2,000平方メート	175, 300円
	分の全てについて当該基	ル以上5,000平方	
	準により審査を行うもの	メートル未満	
	に限る。)	5,000平方メート	254, 900円
		ル以上10,000平方	
		メートル未満	
		10,000平方メート	487,700円
		ル以上25,000平方	
		メートル未満	
		25,000平方メート	848, 100円
		ル以上50,000平方	
		メートル未満	
		50,000平方メート	1,533,200円
		ル以上	
<u>i</u>	その他の建築物又は建築	300平方メートル	82, 500円
	物の部分	未満	
	N - APS	300平方メートル	135,800円
		以上2,000平方メ	100,000 1
		ートル未満	
		2,000平方メート	229, 400円
		ル以上5,000平方	220, 100 1
		メートル未満	
		5,000平方メート	327,600円
		ル以上10,000平方	921,000 1
		メートル未満	
		10,000平方メート	642, 400円
		ル以上25,000平方	042, 400
1 1		メートル未満	ļ

		25,000平方メート	1, 134, 200円
		ル以上50,000平方	
		メートル未満	
		50,000平方メート	2,082,300円
		ル以上	

備考

1 この表において、「床面積の合計」とは、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め</u> る面積とする。

- (1) 法第53条第1項の規定による認定の申請をする場合 当該申請に係る建築物又は建築物の部分の床面積
- (2) 法第55条第1項の規定による変更の認定の申請をする場合 当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積(当該変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別が当該変更の認定の申請により変更しようとする法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)を認定した際の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合(当該変更の認定の申請に対する審査を第10項第1号に掲げる基準(以下この項において「第1号基準」という。)により行う場合にあっては、当該変更の認定の申請により変更しようとする低炭素建築物新築等計画を認定した際の申請に対する審査を第1号基準により行った場合に限り、当該変更の認定の申請に対する審査を第10項第2号に掲げる基準(以下この項において「第2号基準」という。)により行う場合にあっては、当該変更の認定の申請に対する審査を第10項第2号に掲げる基準(以下この項において「第2号基準」という。)により行う場合にあっては、当該変更の認定の申請に対する審査を第2号基準により行った場合に限る。)にあっては、当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積))
- (3) 軽微な変更の証明の申請をする場合 当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の 変更に係る部分の床面積(当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物又は建築物の部分

- の種別が当該変更をした低炭素建築物新築等計画を認定した際の申請(法第55条第1項の規定により低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請を行っている場合にあっては、当該変更の認定の申請。以下この項において同じ。)に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合(当該軽微な変更の証明の申請に対する審査を第1号基準により行う場合にあっては、当該変更をした低炭素建築物新築等計画を認定した際の申請に対する審査を第1号基準により行った場合に限り、当該軽微な変更の証明の申請に対する審査を第2号基準により行う場合にあっては、当該変更をした低炭素建築物新築等計画を認定した際の申請に対する審査を第2号基準により行う場合にあっては、当該変更をした低炭素建築物新築等計画を認定した際の申請に対する審査を第2号基準により行った場合に限る。)にあっては、当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積))
- 2 この表において、「住宅部分」とは、<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表及び別表第12において「省令」と</u>いう。)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。

[3~5 略]

- 6 この表において、「事前審査適合建築物」とは、登録住宅性能評価機関その他の市規則で 定める者(以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。)により、法第54条第 1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物(軽微な変更の証明の申請をす る場合にあっては、当該変更が都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(以下この表 において「規則」という。)第44条の軽微な変更に該当していると認められた建築物)をい う。
- 7 この表において、「事前審査適合部分」とは、登録住宅性能評価機関等により、法第54条 第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物の<u>部分(軽微な変更の証明の</u> 申請をする場合にあっては、当該変更が規則第44条の軽微な変更に該当していると認めら れた建築物の部分)をいう。
- <u>8</u> この表において、「モデル建物法に係る基準」とは、省令第10条第1号イ(2)及び同号口(2) に定める基準をいう。
- 9 この表において、「誘導仕様基準」とは、省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。
- 10 この表において、「仕様・計算併用法に係る基準」とは、次のいずれかの基準をいう。
 - (1) 省令第10条第2号イ(1)及び同号口(2)に定める基準
 - (2) 省令第10条第2号イ(2)及び同号口(1)に定める基準

[別表第8 別紙7]

区分	額	
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別		
事前審査該当建築物又は事前審査該当部分	300平方メートル未満	11,000円
	300平方メートル以上1,000平方	19,000円
	メートル未満	
	1,000平方メートル以上2,000平	30,700円
	方メートル未満	
	2,000平方メートル以上5,000平	91, 300円
	方メートル未満	
	5,000平方メートル以上10,000	144, 400円
	平方メートル未満	
	10,000平方メートル以上25,000	182, 300円
	平方メートル未満	
	25,000平方メートル以上50,000	227, 700円
	平方メートル未満	
	50,000平方メートル以上	318,600円
その他の建築物 モデル建物法に係る基準	300平方メートル未満	101, 200円
又は建築物の部により審査を行う建築物	300平方メートル以上1,000平方	128, 100円
分 又は建築物の部分	メートル未満	
	1,000平方メートル以上2,000平	167, 900円
	方メートル未満	
	2,000平方メートル以上5,000平	270, 200円
	方メートル未満	
	5,000平方メートル以上10,000	352,000円
	平方メートル未満	
	10,000平方メートル以上25,000	422, 400円
	平方メートル未満	
	25,000平方メートル以上50,000	495, 200円
	平方メートル未満	
	50,000平方メートル以上	640, 700円

,	その他の建築物又は建築	300平方メートル未満	260, 300円
	物の部分	300平方メートル以上1,000平方	325, 500円
		メートル未満	
		1,000平方メートル以上2,000平	419, 400円
		方メートル未満	
		2,000平方メートル以上5,000平	597, 500円
		方メートル未満	
		5,000平方メートル以上10,000	735, 400円
		平方メートル未満	
		10,000平方メートル以上25,000	868, 700円
		平方メートル未満	
		25,000平方メートル以上50,000	990, 700円
		平方メートル未満	
		50,000平方メートル以上	1, 234, 700円

備考

- 1 この表において、「床面積の合計」とは、当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積(当該軽微な変更の証明の申請が次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分の種別に係るものであって、当該変更をした法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)を認定した際の申請(法第55条第1項の規定により低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請を行っている場合にあっては、当該変更の認定の申請)が当該各号に定める建築物又は建築物の部分の種別に係るものである場合にあっては、当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積))をいう。
 - (1) 事前審査該当建築物又は事前審査該当部分 別表第7備考第5項に規定する非住宅 建築物又は同表備考第3項に規定する非住宅部分のうち、同表備考第6項に規定する事 前審査適合建築物又は同表備考第7項に規定する事前審査適合部分
 - (2) モデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分 モデル建物法 に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分
 - (3) 前2号に掲げる建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分 別表第7 備考第5項に規定する非住宅建築物又は同表備考第3項に規定する非住宅部分のうち、

同表備考第6項に規定する事前審査適合建築物、同表備考第7項に規定する事前審査適合部分及びモデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分以外の 建築物又は建築物の部分

- 2 この表において、「事前審査該当建築物」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この表 及び別表第16において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)により、当該 変更が都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更(以下この表にお いて「軽微な変更」という。)に該当していると認められた建築物をいう。
- 3 この表において、「事前審査該当部分」とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に より、当該変更が軽微な変更に該当していると認められた建築物の部分をいう。

[別表第9 別紙8]

床面積の合計	額
100平方メートル以下	33,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下	44,000円
200平方メートルを超え <u>500平方メートル</u> 以下	60,000円
<u>500平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以下	87,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	116,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	275,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	470,000円
50,000平方メートル超	730,000円

備考 [同左]

[(1) 同左]

(2) 法第54条第5項の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなされる認定低炭素建築物新築等計画(以下この表から<u>別表第12</u>までにおいて「みなし計画」という。)の変更をして建築物を建築する場合(第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) みなし計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

[(3)~(5) 同左]

[別表第8 別紙9]

床面積の合計	額
100平方メートル以下	38,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下	50,000円
200平方メートルを超え300平方メートル以下	72,000円
<u>300平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以下	97,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	130,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	307,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	524,000円
50,000平方メートル超	814,000円

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める面積とする。

[(1) 略]

(2) 法第54条第5項の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなされる認定低炭素建築物新築等計画(以下この表から<u>別表第11</u>までにおいて「みなし計画」という。)の変更をして建築物を建築する場合(第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) みなし計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

[(3)~(5) 略]

[別表第12 別紙10]

区分	額	
建築設備を設置する場合(みなし計画	建築設備(小荷物専用昇降機を除	21,000円
を変更して建築設備を設置する場合を	<∘)	
除く。)	小荷物専用昇降機	11,000円
みなし計画を変更して建築設備を設置	建築設備(小荷物専用昇降機を除	13,000円
する場合	<∘)	
	小荷物専用昇降機	9,000円

[別表第11 別紙11]

区分	額	
建築設備を設置する場合(みなし計画	建築設備(小荷物専用昇降機を除	24,000円
を変更して建築設備を設置する場合を	<∘)	
除く。)	小荷物専用昇降機	13,000円
みなし計画を変更して建築設備を設置	建築設備(小荷物専用昇降機を除	15,000円
する場合	<∘)	
	小荷物専用昇降機	10,000円

[別表第12 別紙12]

川衣第12 別	1/14/12]	豆 八		
	a la a tor er to belond	区分		phogra
	<u>!求に係る建築物</u>	又は建築物の部分の	床面積の合計	<u>額</u>
<u>種別</u>				
非住宅建	法第2条第1	工場等の用途に供	300平方メートル未満	22, 100円
築物又は	項第3号に規	する建築物又は建	300平方メートル以上1,000	31,000円
非住宅部	定する建築物	築物の部分	平方メートル未満	
<u>分</u>	エネルギー消		1,000平方メートル以上	43,800円
	費性能基準(以		2,000平方メートル未満	
	下この表にお		2,000平方メートル以上	110,300円
	いて「消費性能		5,000平方メートル未満	
	基準」という。)		5,000平方メートル以上	166,000円
	に適合してい		10,000平方メートル未満	
	るかどうかに		10,000平方メートル以上	206, 200円
	ついてモデル		25,000平方メートル未満	
	建物法に係る		25,000平方メートル以上	255, 700円
	基準により審		50,000平方メートル未満	
	査を行う建築		50,000平方メートル以上	355, 500円
	物又は建築物	その他の建築物又	300平方メートル未満	101,000円
	の部分	は建築物の部分	300平方メートル以上1,000	128,500円
			平方メートル未満	
			1,000平方メートル以上	169, 100円
			2,000平方メートル未満	
			2,000平方メートル以上	273, 500円
			5,000平方メートル未満	
			5,000平方メートル以上	357,000円
			10,000平方メートル未満	
			10,000平方メートル以上	428, 900円
			25,000平方メートル未満	
			25,000平方メートル以上	503, 200円
			50,000平方メートル未満	
!			·	'

			50,000平方メートル以上	651,600円
	その他の建築	工場等の用途に供	300平方メートル未満	26,800円
	物又は建築物	する建築物又は建	300平方メートル以上1,000	<u>36, 100円</u>
	の部分	築物の部分	平方メートル未満	
			1,000平方メートル以上	50,000円
			2,000平方メートル未満	
			2,000平方メートル以上	<u>118, 000</u> □
			5,000平方メートル未満	
			5,000平方メートル以上	<u>174, 500</u> ₽
			10,000平方メートル未満	
			10,000平方メートル以上	<u>2</u> 15, 500円
			25,000平方メートル未満	
			25,000平方メートル以上	<u>266, 500</u> ₽
			50,000平方メートル未満	
			50,000平方メートル以上	368, 600円
		その他の建築物又	300平方メートル未満	263, 400 円
		は建築物の部分	300平方メートル以上1,000	<u>329, 900</u> 円
			平方メートル未満	
			1,000平方メートル以上	<u>425, 800</u> 円
			2,000平方メートル未満	
			2,000平方メートル以上	<u>607, 600</u> 円
			5,000平方メートル未満	
			5,000平方メートル以上	<u>748, 300</u> □
			10,000平方メートル未満	
			10,000平方メートル以上	<u>884, 400</u> 円
			25,000平方メートル未満	
			25,000平方メートル以上	1,008,900⊞
			50,000平方メートル未満	
			50,000平方メートル以上	<u>1, 257, 900</u> 円
宅又は	一戸建ての住	消費性能基準に適	200平方メートル未満	<u>20, 600</u> 円
三宅部分	宅	合しているかどう	200平方メートル以上	<u>22, 100</u> 円

1	かについて仕捨甘	1	
	かについて仕様基		
	準により審査を行		
	う建築物		
		200平方メートル未満	29,900円
	合しているかどう	200平方メートル以上	33,000円
	かについて仕様・計		
	算併用法に係る基		
	準により審査を行		
	う建築物		
	その他の建築物	200平方メートル未満	39,900円
		200平方メートル以上	44,600円
その他の建	築 消費性能基準に適	300平方メートル未満	38,400円
物又は建築	物 合しているかどう	300平方メートル以上2,000	66, 200円
の部分	かについて仕様基	平方メートル未満	
	準により審査を行	2,000平方メートル以上	119,600円
	う建築物又は建築	5,000平方メートル未満	
	物の部分 (当該建築	5,000平方メートル以上	180,700円
	物又は建築物の部	10,000平方メートル未満	
	分の全てについて	10,000平方メートル以上	331,500円
	当該基準により審	25,000平方メートル未満	
	査を行うものに限	25,000平方メートル以上	560, 400円
	<u>る。)</u>	50,000平方メートル未満	
		50,000平方メートル以上	982,600円
	消費性能基準に適	300平方メートル未満	59, 300円
	合しているかどう	300平方メートル以上2,000	99, 500円
	かについて仕様・計	平方メートル未満	
	算併用法に係る基	2,000平方メートル以上	173,000円
	準により審査を行	5,000平方メートル未満	
	う建築物又は建築	5,000平方メートル以上	252,600円
		10,000平方メートル未満	
		10,000平方メートル以上	485, 400円

	分の全てについて	25,000平方メートル未満	
	当該基準により審	25,000平方メートル以上	845,800円
	査を行うものに限	50,000平方メートル未満	
	<u>3.)</u>	50,000平方メートル以上	1,530,900円
	その他の建築物又	300平方メートル未満	80,200円
	は建築物の部分	300平方メートル以上2,000	133,500円
		平方メートル未満	
		2,000平方メートル以上	227, 100円
		5,000平方メートル未満	
		5,000平方メートル以上	325, 300円
		10,000平方メートル未満	
		10,000平方メートル以上	640, 100円
		25,000平方メートル未満	
		25,000平方メートル以上	1,131,900円
		50,000平方メートル未満	
		50,000平方メートル以上	2,080,000円

備考

- 1 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る面積とする。
 - (1) 法第11条第1項又は法第12条第2項の規定による適合性判定の申請又は要求をする 場合 当該申請又は要求に係る建築物の新築、増築又は改築に係る部分の床面積
 - (2) 法第11条第2項又は法第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る適合性判定の申請又は要求をする場合 当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に係る建築物の変更に係る部分の床面積(当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の種別が当該変更前の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定を行った際の申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合(当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に対する審査を第6項第1号に掲げる基準(以下この項において「第1号基準」という。)により行う場合にあっては、当該変更前の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定を行った際の申請又は要求に対する審査を第1号基準により行った場合に限り、当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に対する審査を第6項第2号に掲げる基準(以下この項に

おいて「第2号基準」という。)により行う場合にあっては、当該変更前の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定を行った際の申請又は要求に対する審査を第2号基準により行った場合に限る。)にあっては、当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積))

- (3) 軽微な変更の証明の申請をする場合 当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の 変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増 加する部分の床面積)
- 2 この表において、「工場等の用途」とは、工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場又は建築基準法施行令第130条の2の2各号に掲げる処理施設の用途をいう。
- 3 この表における「住宅部分」、「非住宅部分」、「住宅」及び「非住宅建築物」の意義は、 別表第7備考第2項から第5項までに定めるところによる。
- 4 この表において、「モデル建物法に係る基準」とは、省令第1条第1項第1号ロに定める 基準をいう。
- 5 この表において、「仕様基準」とは、省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号口(2)に定める 基準をいう。
- <u>6</u> この表において、「仕様・計算併用法に係る基準」とは、次のいずれかの基準をいう。
 - (1) 省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号口(2)に定める基準
 - (2) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(1)に定める基準
- 7 申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分のうち、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る法第29条第3項に規定する他の建築物又はその部分に該当するものに係る手数料の額については、この表の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

床面積の合計	<u>額</u>
300平方メートル未満	11,300円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	19,400円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	31,400円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	93, 300円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	147, 400円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	186, 100円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	232, 500円

[別表第13 別紙13]

·	区分		Jer
申請に係る建築	受物又は建築物の部分の種別	床面積の合計	額
法第2条第1項	工場等の用途に供する建築物	300平方メートル未満	21,600円
第3号に規定す	又は建築物の部分	300平方メートル以上1,000	30,400円
る建築物エネル		平方メートル未満	
ギー消費性能基		1,000平方メートル以上	42,900円
準(別表第15にお		2,000平方メートル未満	
いて「消費性能基		2,000平方メートル以上	108,000円
準」という。) に		5,000平方メートル未満	
適合しているか		5,000平方メートル以上	162,000円
どうかについて		10,000平方メートル未満	
市規則で定める		10,000平方メートル以上	202,000円
基準(別表第15に		25,000平方メートル未満	
おいて「モデル建		25,000平方メートル以上	250, 500円
物法に係る基準」		50,000平方メートル未満	
という。) により		50,000平方メートル以上	348, 200円
審査を行う建築	その他の建築物又は建築物の	300平方メートル未満	98,900円
物又は建築物の	部分	300平方メートル以上1,000	125,800円
部分		平方メートル未満	
		1,000平方メートル以上	165,600円
		2,000平方メートル未満	
		2,000平方メートル以上	267, 900円
		5,000平方メートル未満	
		5,000平方メートル以上	349,700円
		10,000平方メートル未満	
		10,000平方メートル以上	420, 200円
		25,000平方メートル未満	
		25,000平方メートル以上	492,900円
		50,000平方メートル未満	
		50,000平方メートル以上	638, 400円

その他の建築物	法第34条第		300平方メートル未満	11,000円
又は建築物の部	認定の申請	万は法第36条第1	300平方メートル以上1,000	19,000円
分	項の規定に	よる変更の認定の	平方メートル未満	
	申請に係る	建築物又は建築物	1,000平方メートル以上	30,700円
	の部分以外	の建築物又は建築	2,000平方メートル未満	
	物の部分		2,000平方メートル以上	91,300円
			5,000平方メートル未満	
			5,000平方メートル以上	144, 400円
			10,000平方メートル未満	
			10,000平方メートル以上	182, 300円
			25,000平方メートル未満	
			25,000平方メートル以上	227,700円
			50,000平方メートル未満	
			50,000平方メートル以上	318,600円
	その他の	工場等の用途に供	300平方メートル未満	26, 200円
	建築物又	する建築物又は建	300平方メートル以上1,000	35, 300円
	は建築物	築物の部分	平方メートル未満	
	の部分		1,000平方メートル以上	48,900円
			2,000平方メートル未満	
			2,000平方メートル以上	115,600円
			5,000平方メートル未満	
			5,000平方メートル以上	170,900円
			10,000平方メートル未満	
			10,000平方メートル以上	211, 100円
			25,000平方メートル未満	
			25,000平方メートル以上	261, 100円
			50,000平方メートル未満	
			50,000平方メートル以上	361, 100円
		その他の建築物又	300平方メートル未満	258,000円
		は建築物の部分	300平方メートル以上1,000	323, 200円
			平方メートル未満	

	1,000平方メートル以上	417, 100円
	2,000平方メートル未満	
	2,000平方メートル以上	595, 200円
	5,000平方メートル未満	
	5,000平方メートル以上	733, 100円
	10,000平方メートル未満	
	10,000平方メートル以上	866, 400円
	25,000平方メートル未満	
	25,000平方メートル以上	988, 400円
	50,000平方メートル未満	
	50,000平方メートル以上	1,232,400円

備考

- 1 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。
 - (1) 法第12条第1項又は法第13条第2項の規定による適合性判定の申請又は要求をする場合 当該申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の床面積(当該申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を用いることにより一次エネルギー消費量(同号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。)に係る計算をすることが不要となる部分がある場合にあっては、当該申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の床面積から当該計算をすることが不要となる部分の床面積を除いた面積)
 - (2) 法第12条第2項後段又は法第13条第3項後段の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る適合性判定の申請又は要求をする場合 当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に係る建築物の変更に係る部分の床面積(当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の種別が当該変更前の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定を行った際の申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合にあっては、当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積))
 - (3) 軽微な変更の証明の申請をする場合 当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の

変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

2 この表において、「工場等の用途」とは、工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場又は建築基準法施行令第130条の2の2各号に掲げる処理施設の用途をいう。

[別表第14 別紙14]

	that:			
申請に係る	建築物又に	は建築物の部分の種別	床面積の合計	額
非住宅建築物又	事前審查证	適合建築物又は事前審査適	300平方メートル未満	11,000円
は非住宅部分	合部分		300平方メートル以上	19,000円
			1,000平方メートル未	
			満	
			1,000平方メートル以	30,700円
			上2,000平方メートル	
			未満	
			2,000平方メートル以	91,300円
			上5,000平方メートル	
			未満	
			5,000平方メートル以	144, 400円
			上10,000平方メートル	
			未満	
			10,000平方メートル以	182, 300円
			上25,000平方メートル	
			未満	
			25,000平方メートル以	227,700円
			上50,000平方メートル	
			未満	
			50,000平方メートル以	318,600円
			上	
	その他の	法第35条第1項第1号に	300平方メートル未満	98,900円
	建築物又	規定する経済産業省令・	300平方メートル以上	125,800円
	は建築物	国土交通省令で定める基	1,000平方メートル未	
	の部分	準(以下この表において	満	
		「消費性能誘導基準」とい	1,000平方メートル以	165,600円
		う。) に適合しているかど	上2,000平方メートル	
		うかについて <u>市規則で定</u>	未満	
	I	I	ı	

める基準(別表第16におい	2,000平方メートル以	267, 900円
て「モデル建物法に係る基	上5,000平方メートル	
<u>準」という。)</u> により審査	未満	
を行う建築物又は建築物	5,000平方メートル以	349,700円
の部分	上10,000平方メートル	
	未満	
	10,000平方メートル以	420, 200円
	上25,000平方メートル	
	未満	
	25,000平方メートル以	492,900円
	上50,000平方メートル	
	未満	
	50,000平方メートル以	638, 400円
	上	
その他の建築物又は建築	300平方メートル未満	258,000円
物の部分	300平方メートル以上	323, 200円
	1,000平方メートル未	
	満	
	1,000平方メートル以	417, 100円
	上2,000平方メートル	
	未満	
	2,000平方メートル以	595, 200円
	上5,000平方メートル	
	未満	
	5,000平方メートル以	733, 100円
	上10,000平方メートル	
	未満	
	10,000平方メートル以	866, 400円
	上25,000平方メートル	
	未満	
	25,000平方メートル以	988, 400円

				上50,000平方メートル	
				未満	
				50,000平方メートル以	1, 232, 400円
				上	1, 232, 400 1
A P T	三 净	事共常本	× △ → ⇔ ₩		F 700 III
住宅又		事前審査通			<u>5,700円</u>
は住宅		i	消費性能誘導基準に適合	200平方メートル未満	20, 100円
部分	宅	建築物	しているかどうかについ		
		 	て市規則で定める基準に	200平方メートル以上	21,600円
		! !	より審査を行う建築物		I I
		1			
		i !			
		i 1			i !
		i			i
					i
		ί	その他の建築物	200平方メートル未満	39,100円
				200平方メートル以上	43,600円
	その他	事前審査道	適合建築物又は事前審査適	300平方メートル未満	11,100円
	の建築	合部分		300平方メートル以上	23, 300円
	物又は			2,000平方メートル未	
	建築物			満	
	の部分			2,000平方メートル以	51,800円
				上5,000平方メートル	
				未満	
				5,000平方メートル以	92,600円
				上10,000平方メートル	
				未満	
				10,000平方メートル以	149,700円
				上25,000平方メートル	
				未満	
				25,000平方メートル以	228, 200円
				上50,000平方メートル	

	未満		
349, 10	50,000平方メートル以		
	上		_
37, 60	300平方メートル未満	消費性能誘導基準に適合	その他の
65, 00	300平方メートル以上	しているかどうかについ	建築物又
	2,000平方メートル未	て市規則で定める基準に	は建築物
	満	より審査を行う建築物又	の部分
117, 70	2,000平方メートル以	は建築物の部分(当該建築	
	上5,000平方メートル	物又は建築物の部分の全	!
	未満	てについて当該基準によ	
178, 20	5,000平方メートル以	り審査を行うものに限	
	上10,000平方メートル	る。)	
	未満		
327, 70	10,000平方メートル以		
	上25,000平方メートル		1
	未満		
555, 50	25,000平方メートル以		
	上50,000平方メートル		! !
	未満		
975, 60	50,000平方メートル以		
	上		
			1
			! !
			i i

その他の建築物又は建築	300平方メートル未満	78, 500円
物の部分	300平方メートル以上	130,900円
	2,000平方メートル未	
	満	
	2,000平方メートル以	223,000円
	上5,000平方メートル	
	未満	
	5,000平方メートル以	319,900円
	上10,000平方メートル	
	未満	
	10,000平方メートル以	630,000円
	上25,000平方メートル	
	未満	
	25,000平方メートル以	1,115,400円
	上50,000平方メートル	
	未満	
	50,000平方メートル以	2,050,800円
	上	

備考

1 この表において、「床面積の合計」とは、<u>法第34条第1項の規定による認定の申請をする</u> 場合にあっては、当該申請に係る建築物又は建築物の部分の床面積を、法第36条第1項の 規定による変更の認定の申請をする場合にあっては、当該変更の認定の申請に係る建築物 の変更に係る部分の床面積(当該変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別 が当該変更の認定の申請により変更しようとする法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画を認定した際の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合にあっては、当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積))をいう。

[新設]

[新設]

[新設]

[2 同左]

- 3 この表において、「事前審査適合建築物」とは、登録住宅性能評価機関その他の市規則で 定める者(以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。)により、法<u>第35条第</u> 1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物をいう。
- 4 この表において、「事前審査適合部分」とは、登録住宅性能評価機関等により、法<u>第35条</u> 第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物の<u>部分</u>をいう。

[新設]

[別表第13 別紙15]

	sterr			
申請に係る	建築物又に	は建築物の部分の種別	床面積の合計	額
非住宅建築物又	事前審查道	適合建築物又は事前審査適	300平方メートル未満	11,300円
は非住宅部分	合部分		300平方メートル以上	19, 400円
			1,000平方メートル未	
			満	
			1,000平方メートル以	31,400円
			上2,000平方メートル	
			未満	
			2,000平方メートル以	93, 300円
			上5,000平方メートル	
			未満	
			5,000平方メートル以	147, 400円
			上10,000平方メートル	
			未満	
			10,000平方メートル以	186, 100円
			上25,000平方メートル	
			未満	
			25,000平方メートル以	232, 500円
			上50,000平方メートル	
			未満	
			50,000平方メートル以	325, 300円
			上	
	その他の	法第30条第1項第1号に	300平方メートル未満	101,000円
	建築物又	規定する経済産業省令・	300平方メートル以上	128,500円
	は建築物	国土交通省令で定める基	1,000平方メートル未	
	の部分	準(以下この表において	満	
		「消費性能誘導基準」とい		169, 100円
		う。) に適合しているかど	上2,000平方メートル	
		うかについて <u>モデル建物</u>	未満	

法に係る基準により審査	2,000平方メートル以	273, 500円
を行う建築物又は建築物	上5,000平方メートル	
の部分	未満	
	5,000平方メートル以	357,000円
	上10,000平方メートル	
	未満	
	10,000平方メートル以	428,900円
	上25,000平方メートル	
	未満	
	25,000平方メートル以	503, 200円
	上50,000平方メートル	
	未満	
	50,000平方メートル以	651,600円
	上	
その他の建築物又は建築	300平方メートル未満	263, 400円
物の部分	300平方メートル以上	329, 900円
	1,000平方メートル未	
	満	
	1,000平方メートル以	425,800円
	上2,000平方メートル	
	未満	
	2,000平方メートル以	607,600円
	上5,000平方メートル	
	未満	
	5,000平方メートル以	748, 300円
	上10,000平方メートル	
	未満	
	10,000平方メートル以	884, 400円
	上25,000平方メートル	
	未満	
	25,000平方メートル以	1,008,900円

				上50,000平方メートル	
				未満	
				50,000平方メートル以	1, 257, 900円
				上	
住宅又	一戸建	事前審査通	B合建築物		5,900円
は住宅	ての住	その他の	消費性能誘導基準に適合	200平方メートル未満	20,600円
部分	宅	建築物	しているかどうかについ		
			て誘導仕様基準により審	200平方メートル以上	22, 100円
		 	査を行う建築物		
			消費性能誘導基準に適合	200平方メートル未満	29,900円
		1	しているかどうかについ		
		 	て仕様・計算併用法に係る	200平方メートル以上	33,000円
		 	基準により審査を行う建		
		 	築物		
			その他の建築物	200平方メートル未満	39,900円
				200平方メートル以上	44,600円
	その他	事前審查	商合建築物又は事前審査適	300平方メートル未満	11,300円
	の建築	合部分		300平方メートル以上	23,700円
	物又は			2,000平方メートル未	
	建築物			満	
	の部分			2,000平方メートル以	52,300円
				上5,000平方メートル	
				未満	
				5,000平方メートル以	93, 300円
				上10,000平方メートル	
				未満	
				10,000平方メートル以	149,800円
				上25,000平方メートル	
				未満	
				25,000平方メートル以	226, 300円
				上50,000平方メートル	

その他の		50,000平方メートル以	343, 100円
その他の			<u> </u>
その他の		上	
	消費性能誘導基準に適合	300平方メートル未満	38, 400円
建築物又	しているかどうかについ	300平方メートル以上	66, 200円
は建築物	て誘導仕様基準により審	2,000平方メートル未	
の部分	査を行う建築物又は建築	満	
	物の部分(当該建築物又は	2,000平方メートル以	119,600円
	建築物の部分の全てにつ	上5,000平方メートル	
	いて当該基準により審査	未満	
	を行うものに限る。)	5,000平方メートル以	180,700円
		上10,000平方メートル	
		未満	
		10,000平方メートル以	331,500円
		上25,000平方メートル	
		未満	
		25,000平方メートル以	560, 400円
		上50,000平方メートル	
		未満	
		50,000平方メートル以	982,600円
		上	
	消費性能誘導基準に適合	300平方メートル未満	59, 300円
	しているかどうかについ	300平方メートル以上	99, 500円
	て仕様・計算併用法に係る	2,000平方メートル未	
	基準により審査を行う建	満	
	築物又は建築物の部分(当	2,000平方メートル以	173,000円
	該建築物又は建築物の部	上5,000平方メートル	
	分の全てについて当該基	未満	
	準により審査を行うもの	5,000平方メートル以	252,600円
	に限る。)	上10,000平方メートル	
		未満	

	L	Ţ	
		10,000平方メートル以	485, 400円
	1	上25,000平方メートル	
	1	未満	
	1	25,000平方メートル以	845,800円
	1	上50,000平方メートル	
		未満	
	1	50,000平方メートル以	1,530,900円
	1	上	
	その他の建築物又は建築	300平方メートル未満	80, 200円
	物の部分	300平方メートル以上	133, 500円
		2,000平方メートル未	
		満	
		2,000平方メートル以	227, 100円
		上5,000平方メートル	
		未満	
		5,000平方メートル以	325, 300円
		上10,000平方メートル	
		未満	
		10,000平方メートル以	640, 100円
		上25,000平方メートル	
		未満	
		25,000平方メートル以	1, 131, 900円
		上50,000平方メートル	
		未満	
		50,000平方メートル以	2,080,000円
		上	
L			

備考

1 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 法第29条第1項の規定による認定の申請をする場合 当該申請に係る建築物又は建築物の部分の床面積
- ② 法第31条第1項の規定による変更の認定の申請をする場合 当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積(当該変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別が当該変更の認定の申請により変更しようとする建築物エネルギー消費性能向上計画(法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。)を認定した際の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合(当該変更の認定の申請に対する審査を別表第7備考第10項第1号に掲げる基準(以下この項において「第1号基準」という。)により行う場合にあっては、当該変更の認定の申請に対する審査を第1号基準により行った場合に限り、当該変更の認定の申請に対する審査を第1号基準により行った場合に限り、当該変更の認定の申請に対する審査を第1号基準により行った場合に限り、当該変更の認定の申請に対する審査を第2号とする建築物エネルギー消費性能向上計画を認定した際の申請に対する審査を第2号基準」という。)により行う場合にあっては、当該変更の認定の申請に対する審査を第2号基準により行った場合に限る。)にあっては、当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積))
- (3) 軽微な変更の証明の申請をする場合 当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積(当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別が、当該変更をした建築物エネルギー消費性能向上計画を認定した際の申請(法第31条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請を行っている場合にあっては、当該変更の認定の申請。以下この項において同じ。)に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合(当該軽微な変更の認定の申請に対する審査を第1号基準により行う場合にあっては、当該変更をした建築物エネルギー消費性能向上計画を認定した際の申請に対する審査を第1号基準により行った場合に限り、当該軽微な変更の証明の申請に対する審査を第2号基準により行う場合にあっては、当該変更をした建築物エネルギー消費を設定した際の申請に対する審査を第2号基準により行う場合にあっては、当該変更をした建築物エネルギー消費性能向上計画を認定した際の申請に対する審査を第2号基準により行う場合にあっては、当

第2号基準により行った場合に限る。)にあっては、当該軽微な変更の証明の申請に係る 建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあって は、当該増加する部分の床面積))

[2 略]

- 3 この表において、「事前審査適合建築物」とは、登録住宅性能評価機関その他の市規則で 定める者(以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。)により、法<u>第30条第</u> <u>1項各号</u>に掲げる基準に適合していると認められた<u>建築物(軽微な変更の証明の申請をする場合にあっては、当該変更が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規</u> <u>則(以下この表において「規則」という。)第25条の軽微な変更に該当していると認められ</u> た建築物)をいう。
- 4 この表において、「事前審査適合部分」とは、登録住宅性能評価機関等により、法<u>第30条</u> 第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物の<u>部分(軽微な変更の証明の申請をする場合にあっては、当該変更が規則第25条の軽微な変更に該当していると認められた建築物の部分)をいう。</u>
- <u>5</u> この表における「モデル建物法に係る基準」、「誘導仕様基準」及び「仕様・計算併用法 に係る基準」の意義は、別表第7備考第8項から第10項までに定めるところによる。

[別表第15 別紙16]

	額			
申請に係る建築	物又は建築物の	部分の種別	床面積の合計	領
非住宅建築物又は	事前審査適合建	建築物又は事前審	300平方メートル未	11,000円
非住宅部分	查適合部分		満	
			300平方メートル以	19,000円
			上1,000平方メート	
			ル未満	
			1,000平方メートル	30,700円
			以上2,000平方メー	
			トル未満	
			2,000平方メートル	91,300円
			以上5,000平方メー	
			トル未満	
			5,000平方メートル	144, 400円
			以上10,000平方メ	
			ートル未満	
			10,000平方メート	182, 300円
			ル以上25,000平方	
			メートル未満	
			25,000平方メート	227, 700円
			ル以上50,000平方	
			メートル未満	
			50,000平方メート	318,600円
			ル以上	
	その他の建築	モデル建物法に	300平方メートル未	98,900円
	物又は建築物	係る基準により	満	
	の部分	審査を行う建築	300平方メートル以	125,800円
		物又は建築物の	上1,000平方メート	
		部分	ル未満	
			1,000平方メートル	165,600円

	以上2,000平方メー	
	トル未満	
	2,000平方メートル	267, 900円
	以上5,000平方メー	
	トル未満	
	5,000平方メートル	349, 700円
	以上10,000平方メ	
	ートル未満	
	10,000平方メート	420, 200円
	ル以上25,000平方	
	メートル未満	
	25,000平方メート	492, 900円
	ル以上50,000平方	
	メートル未満	
	50,000平方メート	638, 400円
	ル以上	
その他の建築物	300平方メートル未	258,000円
又は建築物の部	満	
分	300平方メートル以	323, 200円
	上1,000平方メート	
	ル未満	
	1,000平方メートル	417, 100円
	以上2,000平方メー	
	トル未満	
	2,000平方メートル	595, 200円
	以上5,000平方メー	
	トル未満	
	5,000平方メートル	733, 100円
	以上10,000平方メ	
	ートル未満	
	10,000平方メート	866, 400円

				ル以上25,000平方	
				メートル未満	
				25,000平方メート	988, 400円
				ル以上50,000平方	
				メートル未満	
				50,000平方メート	1,232,400円
				ル以上	
住宅又	一戸建て	事前審査適合建	築物		5,700円
は住宅	の住宅	その他の建築	消費性能基準に	200平方メートル未	20, 100円
部分		物	適合しているか	満	
			どうかについて	200平方メートル以	21,600円
			市規則で定める	上	
			基準により審査		
			を行う建築物		
			その他の建築物	200平方メートル未	39, 100円
				満	
				200平方メートル以	43,600円
				上	
	その他の	事前審査適合建	整物又は事前審	300平方メートル未	11,000円
	建築物又	查適合部分		満	
	は建築物			300平方メートル以	23, 200円
	の部分			上2,000平方メート	
				ル未満	
				2,000平方メートル	51,200円
				以上5,000平方メー	
				トル未満	
				5,000平方メートル	91,300円
				以上10,000平方メ	
				ートル未満	
				10,000平方メート	146,700円
				ル以上25,000平方	

	メートル未満			
221,700円	25,000平方メート			
	ル以上50,000平方			
	メートル未満			
336, 100円	50,000平方メート			
	ル以上			
37,600円	300平方メートル未	消費性能基準に	その他の建築	
	満	適合しているか	物又は建築物	
64,800円	300平方メートル以	どうかについて	の部分	
	上2,000平方メート	市規則で定める		
	ル未満	基準により審査		
117, 100円	2,000平方メートル	を行う建築物又		
	以上5,000平方メー	は建築物の部分		
	トル未満	(当該建築物又		
177,000円	5,000平方メートル	は建築物の部分		
	以上10,000平方メ	の全てについて		
	ートル未満	当該基準により		
324,700円	10,000平方メート	審査を行うもの		
	ル以上25,000平方	に限る。)		
	メートル未満			
549,000円	25,000平方メート			
	ル以上50,000平方			
	メートル未満			
962,700円	50,000平方メート			
	ル以上			
78,500円	300平方メートル未	その他の建築物		
	満	又は建築物の部		
130,700円	300平方メートル以	分		
	上2,000平方メート			
	ル未満			
222, 400円	2,000平方メートル			

		以上5,000平方メー	
		トル未満	
		5,000平方メートル	318,600円
		以上10,000平方メ	
		ートル未満	
		10,000平方メート	627,000円
		ル以上25,000平方	
		メートル未満	
		25,000平方メート	1, 108, 900円
		ル以上50,000平方	
		メートル未満	
		50,000平方メート	2,037,800円
		ル以上	

備考

- 1 この表において、「床面積の合計」とは、法第41条第1項の規定による認定の申請に係る 建築物又は建築物の部分の床面積をいう。
- 2 この表における「住宅部分」、「非住宅部分」、「住宅」及び「非住宅建築物」の意義は、 別表第7備考第2項から第5項までに定めるところによる。
- 3 この表において、「事前審査適合建築物」とは、登録住宅性能評価機関その他の市規則で 定める者(以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。)により、消費性能基 準に適合していると認められた建築物又は次の各号に掲げるいずれかの書面が交付され、 消費性能基準に適合していると認められた建築物をいう。
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書
 - (2) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、同法第7条 の2第5項又は同法第18条第22項若しくは第26項の規定による検査済証(以下この表に おいて「検査済証」という。)
 - (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の通知書及び検査済証
 - (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画(法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。別表第16において同じ。)の認定の通知書及び検査済証
- 4 この表において、「事前審査適合部分」とは、登録住宅性能評価機関等により、消費性能

基準に適合していると認められた建築物の部分又は前項各号に掲げるいずれかの書面が 交付され、消費性能基準に適合していると認められた建築物の部分をいう。

[別表第16 別紙17]

	区分		that:
申請に係る建築	物又は建築物の部分の種別	床面積の合計	額
事前審査該当建築物又は事前審査該当部分		300平方メートル未満	11,000円
		300平方メートル以上1,000	19,000円
		平方メートル未満	
		1,000平方メートル以上	30,700円
		2,000平方メートル未満	
		2,000平方メートル以上	91, 300円
		5,000平方メートル未満	
		5,000平方メートル以上	144, 400円
		10,000平方メートル未満	
		10,000平方メートル以上	182, 300円
		25,000平方メートル未満	
		25,000平方メートル以上	227, 700円
		50,000平方メートル未満	
		50,000平方メートル以上	318,600円
その他の建築物	モデル建物法に係る基準に	300平方メートル未満	98, 900円
又は建築物の部	より審査を行う建築物又は	300平方メートル以上1,000	125,800円
分	建築物の部分	平方メートル未満	
		1,000平方メートル以上	165,600円
		2,000平方メートル未満	
		2,000平方メートル以上	267, 900円
		5,000平方メートル未満	
		5,000平方メートル以上	349, 700円
		10,000平方メートル未満	
		10,000平方メートル以上	420, 200円
		25,000平方メートル未満	
		25,000平方メートル以上	492, 900円
		50,000平方メートル未満	
		50,000平方メートル以上	638, 400円

その他の建築物又は建築物	300平方メートル未満	258, 000円
の部分	300平方メートル以上1,000	323, 200円
	平方メートル未満	
	1,000平方メートル以上	417, 100円
	2,000平方メートル未満	
	2,000平方メートル以上	595, 200円
	5,000平方メートル未満	
	5,000平方メートル以上	733, 100円
	10,000平方メートル未満	
	10,000平方メートル以上	866, 400円
	25,000平方メートル未満	
	25,000平方メートル以上	988, 400円
	50,000平方メートル未満	
	50,000平方メートル以上	1, 232, 400円

備考

- 1 この表において、「床面積の合計」とは、当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積(当該軽微な変更の証明の申請が次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分の種別に係るものであって、当該変更をした建築物エネルギー消費性能向上計画を認定した際の申請(法第36条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請を行っている場合にあっては、当該変更の認定の申請)が当該各号に定める建築物又は建築物の部分の種別に係るものである場合にあっては、当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積))をいう。
 - (1) 事前審査該当建築物又は事前審査該当部分 別表第7備考第5項に規定する非住宅 建築物又は同表備考第3項に規定する非住宅部分のうち、別表第14備考第3項に規定す る事前審査適合建築物又は同表備考第4項に規定する事前審査適合部分
 - (2) モデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分 モデル建物法 に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分
 - (3) 前2号に掲げる建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分 別表第7 備考第5項に規定する非住宅建築物又は同表備考第3項に規定する非住宅部分のうち、別表第14備考第3項に規定する事前審査適合建築物、同表備考第4項に規定する事前審

査適合部分及びモデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分以 外の建築物又は建築物の部分

- 2 この表において、「事前審査該当建築物」とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、当該変更が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条の軽微な変更(以下この表において「軽微な変更」という。)に該当していると認められた建築物をいう。
- 3 この表において、「事前審査該当部分」とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に より、当該変更が軽微な変更に該当していると認められた建築物の部分をいう。

[別表第17 別紙18]

床面積の合計	額
100平方メートル以下	33,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下	44,000円
200平方メートルを超え <u>500平方メートル</u> 以下	60,000円
<u>500平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以下	87,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	116,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	275,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	470,000円
50,000平方メートル超	<u>730,000円</u>

備考 [同左]

[(1) 同左]

(2) 法<u>第35条第5項</u>の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなされる認定建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この表から<u>別表第20</u>までにおいて「みなし計画」という。)の変更をして建築物を建築する場合(第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) みなし計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

[(3)~(5) 同左]

[別表第14 別紙19]

床面積の合計	額
100平方メートル以下	38,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下	50,000円
200平方メートルを超え <u>300平方メートル</u> 以下	72,000円
<u>300平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以下	97,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	130,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	307,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	524,000円
50,000平方メートル超	814,000円

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める面積とする。

[(1) 略]

(2) 法第30条第5項の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなされる認定建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この表から別表第17までにおいて「みなし計画」という。)の変更をして建築物を建築する場合(第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) みなし計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

[(3)~(5) 略]

[別表第20 別紙20]

区分	額	
建築設備を設置する場合(みなし計画	建築設備(小荷物専用昇降機を除	21,000円
を変更して建築設備を設置する場合を	⟨∘)	
除く。)	小荷物専用昇降機	11,000円
みなし計画を変更して建築設備を設置	建築設備(小荷物専用昇降機を除	13,000円
する場合	⟨∘)	
	小荷物専用昇降機	9,000円

[別表第17 別紙21]

区分	額	
建築設備を設置する場合(みなし計画	建築設備(小荷物専用昇降機を除	24,000円
を変更して建築設備を設置する場合を	⟨。)	
除く。)	小荷物専用昇降機	13,000円
みなし計画を変更して建築設備を設置	建築設備(小荷物専用昇降機を除	15,000円
する場合	⟨∘)	
	小荷物専用昇降機	10,000円

[別表第18 別紙22]

<u>盛土等をする土地の面積</u>	<u>額</u>
<u>500平方メートル以下</u>	14,300円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	25,900円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	<u>37, 300円</u>
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	57, 300円
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	71,600円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	96, 300円
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下	150,600円
20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下	<u>235, 200円</u>
40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下	<u>377, 200円</u>
70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下	541,500円
100,000平方メートル超	723,600円

[別表第19 別紙23]

土石の堆積を行う土地の面積	<u>額</u>
500平方メートル以下	12,100円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	15, 100円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	17,800円
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	22,000円
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	30,800円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	34,800円
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下	41,700円
20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下	56,700円
40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下	77,400円
70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下	115,400円
100,000平方メートル超	144, 200円

[別表第20 別紙24]

盛土等をする土地の面積	<u>額</u>
<u>500平方メートル以下</u>	3,900円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	4,300円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	<u>4,800円</u>
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	5,500円
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	6,100円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	7,000円
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下	9,200円
20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下	12,600円
40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下	18,100円
70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下	24,600円
100,000平方メートル超	31,800円